**平成２４年（フ）第４９号**
長野県岡谷市山下町２丁目13番９－２号
債務者　石　　佳子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第２７１３号**
大阪市住吉区山之内２丁目15番３―108号
債務者　橋谷　実佳
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２９１９号**
大阪市住之江区粉浜１丁目16番14号　ジュンマンション302号
債務者　坂井　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２９２６号**
大阪市東住吉区北田辺５丁目12番４号ロイヤルビル田辺301号
債務者　田中　逸岐
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２９７０号**
大阪府吹田市藤白台１丁目２番B31―207号
債務者　山中　健司
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２９９４号**
大阪市鶴見区諸口６丁目４番２―312号
債務者　谷﨑　弘明
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３００２号**
大阪府豊中市三和町２丁目１番１―404号
債務者　津田　玲子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０１０号**
大阪市平野区加美東５丁目７番30号　コートダジュール205号
債務者　石塚キヌ子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０１６号**
大阪市東淀川区相川３丁目11番24号　北さくら園407号、前住所大阪市東成区中本１丁目11番14号
債務者　梅田　真衣（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０２８号**
大阪府東大阪市西堤学園町２丁目１番５号　アグリーム406中谷方
債務者　深田　初子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０３８号**
大阪府大東市諸福７丁目４番８号　グレースヴィレッジＤ棟102号
債務者　竹下　敦子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０４２号**
大阪府枚方市伊加賀栄町20番17号
債務者　伊藤育久子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０６６号**
大阪市都島区友渕町２丁目６番15号　第12いほり都島マンション307号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目５番５―1610号
債務者　真柴　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０６７号**
大阪市鶴見区今津北２丁目２番１―504号
債務者　濵田　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０７２号**
大阪市淀川区田川３丁目１番39号
債務者　西田　雅代
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３１０７号**
大阪市城東区野江１丁目２番15号　メゾンさやか205
債務者　森　　朋子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３１１１号**
大阪府東大阪市御厨南２丁目２番21号　築山マンション305号
債務者　竹下　義直
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部